

「議員 1 人の意識と行動が変れば、地域の声は国に届いて、未来は変わる！」

<文責>しづおかオーガニックウェブ・ゲノム編集食品表示プロジェクト発起人 馬場利子

■静岡県内のゲノム編集食品の表示を求める活動は、

2024 年 5 月 21 日に開催された『地域から表示を変えよう～自治体議会意見書運動キックオフ集会』でも同プロジェクトのメンバーが報告。

・「しづおかゲノム編集食品表示プロジェクト」は、コロナ禍の行動制限が解かれた 2022 年 9 月 3 日、偶然、静岡県内 2 か所でゲノム編集食品の講演会を開催した主催者が集まり、【表示を実現する】ために、国に意見書を挙げる様々な呼びかけを行い、県内各市町への働きかけを行っている。

参考資料 1

地方議会から国に

「ゲノム編集食品の表示を求める意見書を国に提出してください」と声をあげましょう！

1. あなたのお住まいの地域で、市民の仲間を作りましょう。

- ・お住まいの地域に「ゲノム編集トマトの苗を受け取らないで！」の賛同団体（賛同者）はいませんか？
- ・お友達と「希望の給食」を観て、仲間をつくりませんか？
- ・相談できる地域の議員さんはいませんか？
- ・パルシステム、生活クラブやユーヨープ等の仲間はいませんか？
- ・わからないときは、ゲノム編集表示プロジェクトに相談してください。

2. あなたのお住いの地方議会（市議会、町議会）の議長あてに、裏面の請願書（陳情書）のひな形を参考に、請願書を作成してください。

- ・請願書の提出には、紹介議員が必要です。  
紹介議員さんに、請願書の内容や、提出時期を相談してください。
- ・陳情書の場合、わからないことは、お住まいの市（町）の議会事務局（役場の中にあります）に相談してください。
- ・わからないときは、ゲノム編集表示プロジェクトに相談してください。

3. 9 月の県議会で、「ゲノム編集食品の表示を求める意見書」を、国に提出する予定です。県議会が動いた後、市町の議会にアクションを起こしたほうが、請願書（陳情書）が採択される可能性が大きくなります。

- ・請願書（陳情書）は提出先の市町の議会で採択される必要があります。
- ・お住まいの地域の有権者の多くが関心を持っていることを示すために署名を集めたり、賛同団体を集めることも効果的です。
- ・わからないときは、ゲノム編集表示プロジェクトに相談してください。

【文責・発行】N P O 法人しづおかオーガニックウェブ・ゲノム編集表示プロジェクト ➡

問い合わせ・連絡先：[shizuoka.organic.project@gmail.com](mailto:shizuoka.organic.project@gmail.com)



## ■かつての遺伝子組み換え食品の表示を求める意見書の成功体験・・

1997年7月5日、静岡市で市内各グループに呼びかけ、天笠啓祐さんを講師に講演会開催。

580人の参加者にその場で署名を呼びかけ、640名の署名を集め、7月18日に静岡県議会、

9月10日に静岡市議会に意見書の採択を求める陳情を行い、採択される。

全国の自治体から意見書が挙げられ、表示が実現した。

## ■静岡県内で意見書が採択された自治体は

【2023年】 9月静岡県議会 採択 (自民党県議に意見書の提出を依頼) ★

【2024年】 2月富士市議会 採択 ・・市民グループの請願による

2月富士宮市議会 採択 ・・市民グループの請願による

2月浜松市議会 採択 (自民党県議に意見書の提出を依頼) ★

6月焼津市議会 採択

6月静岡市議会 採択 (自民党県議に意見書の提出を依頼) ★

9月吉田町議会 採択 (新人女性議員さんにアプローチして、提出・採択)

## ■吉田町議会でゲノム編集表示を求める意見書が採択されるまでの経緯

本年6月29日に浜松で行われた【食の安全についての映画と講演会】に参加した女性議員さんが、「ゲノム編集食品について国に意見書をあげてみたい」と相談してくださいり、資料を送る。

・市議の要望で9月4日、吉田町議の有志で学習会を行う。

・議会運営委員会に提案する『ゲノム編集食品』の資料について、再度、レクチャー。

・意見書案を作成し、議会に提出するまえに、提案する市議が与党議員に面談。

→その際、何度も念を押したのは、「意見書は、ゲノム編集食品の危険性について述べるものではなく、あくまで、『消費者基本法』の基本理念に定められている消費者の知る権利と選ぶ権利を保障するとされている法律を尊重する政策をとよう、国に求める意見書であることを説明してください。」と説明。

・与党議員からは、

「ゲノム編集食品の危険性があれば、国は許可しないはずだ。」

「なぜ、国は表示をしないと言っているのか?」「安全なものであれば、表示をする必要はない。」

「EUではゲノム編集食品は流通していないというのは本当か?」など、多くの質問があった。

古参の市議には、「食品の安全に係る政策は、国の専権事項で地方の議会にその権限はない」という人もいて、提案市議が「地方議員も、国の政策について意見を伝える権利があり、それが意見書という制度、国の政策に不備があれば地方議会もそれを指摘していく義務もあると伝えたとのこと。

◆吉田町議会は意見書の採択については、多数決（静岡県・静岡市は全員一致が条件）で、定員13名中、反対数2名で9月21日に採択された。

・・・・・まとめとして・・・・・

■地域で意見書を採択してもらうために、市民が請願や陳情をする時間や合意が取れない場合、議員提案で動いてもらう方法が、有効。

■ゲノム編集食品の表示に関して、静岡県では、安全性の議論ではなく、消費者の権利として、『知る権利と選ぶ権利を守る』点をシンプルに意見書に表記するようにしている。

ゲノム編集技術で作られた種苗・農林水産物及びこれを原料とする食品の表示を求める意見書

特定遺伝子を狙って操作する新しい「ゲノム編集技術」を応用した種苗・農林水産物及びこれを原料とする食品が将来的な安全性の検証や、環境影響評価もないまま実用化され、現在、表示の義務もなく流通できるようになっています。

このまま流通が広がれば、ゲノム編集技術を使っているかどうかの判別が困難になり、普通の作物を育てたい農家も、普通の食品を食べたい消費者も選ぶことができなくなってしまいます。

「消費者基本法」の「基本理念（第二条）」に定められている消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保、及び「国の責務（第三条）」に定められている消費者の権利を尊重した消費者政策を推進する責務として、ゲノム編集技術で作られた種苗・農林水産物、及びこれを原料とする食品について、表示を義務付けるよう強く要望し、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

【要望事項】

1. ゲノム編集技術で作られた種苗・農林水産物及びこれを原料とする食品について、消費者の「知る権利」と、「選ぶ権利」を守るために、表示を義務付けることを要望する。

令和6年9月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

環境大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） あて